# 幌延町民等の顕彰に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、幌延町表彰条例（平成２７年条例第５号）第１４条第３項の規定に基づき、町民等の善行又は努力に対する顕彰について必要な事項を定め、町民の誇りと自信を高めるとともに、町民の豊かな心と実践力を育むことを目的とする。

（対象）

第２条　顕彰は、幌延町に居住若しくは所在し、又は居住若しくは所在していた個人又は団体で、次の各号の一に該当するもののうち他の模範となるものを対象とする。

⑴　勇気又は親切あふれる行い
⑵　公徳心を高める行い
⑶　ボランティア活動その他の地域活動に功績のある行い
⑷　青少年の健全育成に功績のある行い
⑸　高齢者又は障がい者等の生活支援に功績のある行い
⑹　その他前各号に相当すると認められる行い

（被顕彰者の推薦）

第３条　被顕彰者の推薦は、個人又は団体が幌延町善行等顕彰推薦書（別記様式）により町長の定める日までに推薦する。

（被顕彰者の決定）

第４条　被顕彰者は、前条の規定により推薦を受けたものの中から、町長が決定する。

（顕彰の方法）

第５条　顕彰は、随時町長が賞状及び金品を贈呈して行う。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、幌延町民等の顕彰に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。